

条例，規則等の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
条例，規則等の制定にあたっては，合併協議会で協議，承認された各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備するものとする。 （ 1 ） 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し，施行させる必要があるもの。 （ 2 ） 合併後，一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 （ 3 ） 合併後，逐次制定し，施行させるもの。

平成 1 7 年 3 月 2 日確認

参 考 (現 況 等)

1 新設合併における条例，規則等の整備について

新設合併の場合は，3 市町の法人格が消滅し，それまでの 3 市町の条例・規則等が失効するため，新市において新たに制定し施行させる必要がある。

2 施行の方法による区分

区 分	施 行 の 方 法	備 考
(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し，施行させる必要があるもの	条例…制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。 （地方自治法第 1 7 9 条第 1 項） 規則，訓令，その他…制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。 （地方自治法第 1 5 条第 1 項）	[専決処分条例の例] ア 法令等により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので，市政執行上空白期間の許されないもの イ 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件（給与、勤務時間等）に関するもの ウ 市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課するため，空白期間の許されないもの エ 公の施設等の設置・管理に関するもの オ 3 市町が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの
(2) 合併後，一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの	新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として，従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。 （地方自治法施行令第 3 条）	[暫定施行条例・規則の例] ア 条例名は類似しているが，3 市町の制度に差異があり，新市設置日において統合が困難なため統合案を決定し提案する予定のもの イ いずれかの市町のみ条例であり，新市において全域に適用させるのか政策判断を要するもの ウ 新たに適用されるものはないが，既に適用されていたものを整理する間施行するもの
(3) 合併後，逐次制定し施行させることとするもの	(通常の方法)	ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が首長にない条例，各行政委員会の規則等） イ 新市発足時には必要ないが，合併後逐次制定し，施行させるもの（新市長の政策判断に係るもの。附属機関の設置条例等）

3 条例等の数（例規集登載分）

項 目	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町	計
条 例	1 7 0	1 3 0	1 2 4	4 2 4
規 則	1 7 9	1 3 6	1 0 4	4 1 9
その他（規程，規約等）	2 7 4	1 9 7	1 7 2	6 4 3
計	6 2 3	4 6 3	4 0 0	1 , 4 8 6

参 考 (現 況 等)

4 関係法令（抜粋）

（１）地方自治法

（条例の制定及び罰則）

第 1 4 条 普通地方公共団体は，法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。

3 略

（規則）

第 1 5 条 普通地方公共団体の長は，法令に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，規則を制定することができる。

2 略

（長の専決区分）

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第 1 1 3 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては，前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。

（２）地方自治法施行令

（長の職務を暫定的に行う者）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があった場合においては，従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第 1 5 2 条又は第 2 5 2 条の 1 7 の 8 第 1 項の規程によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちから協議により定めたものが，当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間，その職務を行う。

（条例・規則の暫定施行）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があった場合においては，第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は，必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間，従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

参 考 (現 況 等)

5 先進地事例

合併年月日	新市町名	関係市町村	協 議 の 内 容
平成 1 7 年 2 月 1 日	城里町 (2 3 , 0 0 7 人)	常北町, 桂村, 七会村	条例, 規則等の制定に当たっては, 合併協議において協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき, 新町における事務事業に支障をきたさぬよう, 整備するものとする。
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	坂東市 (5 8 , 6 7 3 人)	岩井市, 猿島町	条例・規則の制定, 施行に当たっては, 合併協議会で協議, 承認された各種行政制度等の調整内容に基づき, 合併後に支障をきたさないよう整備するものとする。
	稲敷市 (5 1 , 2 8 4 人)	江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町	条例・規則等の取扱いについては, 合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容等に基づき, 次の区分により整備するものとする。 合併と同時に, 市長職務執行者の専決処分により, 即時制定し施行させるもの 合併後, 一定の地域に暫定的に施行させる必要のあるもの 合併後, 逐次制定し施行させるもの
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	筑西市 (1 1 6 , 1 2 0 人)	下館市, 関城町, 明野町, 協和町	条例・規則等の制定に当たっては, 合併協議会において協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき, 新市における事務事業に支障をきたさぬよう, 整備するものとする。
	かすみがうら市 (4 5 , 2 2 9 人)	霞ヶ浦町, 千代田町	条例・規則等の制定にあたっては, 合併協議会で協議, 承認された各種事務事業等の調整内容に基づき, 次の区分により整備する。 ア 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により, 即時制定し, 施行させる必要のあるもの。 イ 合併後, 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの ウ 合併後, 逐次制定し施行させるもの